

# よきよき校外生活を送るために

北広島市教育研究会生徒指導研究協議会・北広島市教育委員会（令和6年4月）

## 保護者の皆様へ

- ◇ 地域性や学校の実態に応じて各小中学校で別に決まりを作成している場合があります。
- 各小中学校で作成した決まりが優先されますのでそちらを確認のうえ、ご指導ください。
- ☆児童生徒の校外生活について、健全育成という観点で、行動など注意深く見守りください。
- 無断外泊が時には非行につながる場合があります。保護者の皆様のご理解とご指導をお願いします。

区分	項目	小学校編	中学校編
外出時のきまり	◎ 外出	○ 帰宅時間 5～8月～午後6時 9月～午後5時30分 10月～午後5時 11月～午後4時30分 12～1月～午後4時 2月～午後4時30分 3～4月～午後5時	● 帰宅時間 4～9月～午後7時 10～3月～午後6時 ● 部活動終了後は各中学校の終了時刻に合わせて速やかに帰宅する
	◎ 外泊	○ 盆踊り/花火大会/祭典等の帰宅時間も上記の通りとする ・ 上記時間を過ぎる場合は保護者同伴とする ○ 校区外へ出かけるときは、学校の決まりを確認してください ○ 小学生だけで市外に行かない ○ 外泊は保護者同伴でおこなう	● 盆踊り/花火大会/祭典等の帰宅時間は午後9時とする ・ 上記時間を過ぎる場合は保護者同伴とする ● 行先/目的/帰宅時間を保護者に告げる ● 外出時は生徒手帳を携帯する ● 外出時は派手な身なりをしない ● 友人宅や知らない家への外泊は禁止する
	◎ ゲームセンター	○●保護者同伴とする	
	◎ カラオケ	○●保護者同伴とする	
	◎ 映画館	○ 保護者同伴とする	● 保護者の許可を得る
	◎ イベント	○ 保護者同伴とする	● 保護者の許可を得る ・ 夜の場合は保護者に迎えに来てもらう
	◎ 店等への出入り	○ 必要以上のお金を持ち歩かない ○ 用事もないのに立ち入らない	● 登下校時は店への出入りはしない また、用事もないのに立ち入らない ● 漫画喫茶、ネットカフェ等は保護者同伴とする
	◎ 花火等	○ 保護者同伴とする	● 安全面/騒音など周りに迷惑をかけない
	◎ 海水浴/キャンプ 登山/スキー等	○ 保護者同伴とする	● 近場のスキー場に行くことの他は保護者同伴とする
	スマートフォン パソコン タブレット等	◎ 携帯電話 スマートフォン パソコン タブレット等	○●SNSなどネットの使用によるトラブルや依存防止のため、保護者と約束を決めて使用する ○●写真や動画などの撮影を相手の許可なく行わない ○●SNSに悪口や噂話を書きこまない。また個人情報を投稿しない。(画像・動画を含む) ○●携帯電話は学校への持ち込みを原則禁止する
交通安全	◎ 交通安全	○●自転車による通学は許可制とする ○●自転車は交通ルールを守って乗る ・ 信号や一時停止を必ず守り、安全を確かめる ・ 交差点では、必ず止まり安全を確かめる ・ 自転車通行可の歩道を走るときは、歩行者を優先する ・ 二人乗りや携帯電話を使用しながらの運転はしない ※改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。	
その他	◎ アルバイト	○ 禁止する	● 学校へ届出/許可制とする（原則認めない）
	◎ その他	○● 公共施設では、きまりやマナーをよく守り気持ちよく利用する（物を大切に扱う、使うときは譲り合うなど） ○● 飲酒、喫煙、薬物乱用は絶対にしない ○● 不審者、変質者には、十分注意する 知らない人についてイカない、知らない人の車にノらない、オお声を出す、スく逃げる、まわりの大人にシらせる（イカ・ノ・オ・ス・シ）	

## 非常時の連絡先

児童生徒に事故等があった場合 次のいずれかに連絡しましょう

通学する **学校**

急ぐときは **110番**

北広島市教育委員会教育支援課  
Tel.372-3311(内線4836)